

第34回宍粟市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成22年3月4日（木曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 3月4日 午前9時30分宣告（第2日）

議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 第 83号議案 | 宍粟市まちづくり協議会条例の制定について |
| 日程第 2 | 第 84号議案 | 宍粟市消防長の任命資格に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 第 85号議案 | 宍粟市組織条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 第 86号議案 | 宍粟市移動通信用施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 第 87号議案 | 宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 第 88号議案 | 宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 第 89号議案 | 宍粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 第 90号議案 | 宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 第 91号議案 | 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 第 92号議案 | 宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 第 93号議案 | 宍粟市起業家支援条例の一部を改正する条例について |
| | 第 94号議案 | 宍粟市産業立地促進条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 第 95号議案 | 宍粟市音水湖カヌー競技場条例の一部を改正する条例について |

日程第 1 0	第 96号議案	宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1	第 98号議案	宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第 1 2	第 99号議案	宍粟市 i のまち通信施設条例を廃止する条例について
日程第 1 3	第 100号議案	宍粟市小作料協議会条例を廃止する条例について
日程第 1 4	第 101号議案	住民情報系システム更新業務委託契約の締結について
日程第 1 5	第 102号議案	宍粟市林業再生事業 林業再生施設用地造成工事請負契約の変更について
日程第 1 6	第 105号議案	平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第 6 号）
	第 106号議案	平成21年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 107号議案	平成21年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）
	第 108号議案	平成21年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第 2 号）
	第 109号議案	平成21年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 110号議案	平成21年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 111号議案	平成21年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
	第 112号議案	平成21年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 113号議案	平成21年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
	第 114号議案	平成21年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 115号議案	平成21年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 4 号）
	第 116号議案	平成21年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第 3 号）

本日の会議に付した事件

日程第 1	第 83号議案	宍粟市まちづくり協議会条例の制定について
-------	---------	----------------------

日程第 2	第 84号議案	宍粟市消防長の任命資格に関する条例の制定について
日程第 3	第 85号議案	宍粟市組織条例の一部を改正する条例について
日程第 4	第 86号議案	宍粟市移動通信用施設条例の一部を改正する条例について
日程第 5	第 87号議案	宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
	第 88号議案	宍粟市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
	第 89号議案	宍粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	第 90号議案	宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	第 91号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	第 92号議案	宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第 8	第 93号議案	宍粟市起業家支援条例の一部を改正する条例について
	第 94号議案	宍粟市産業立地促進条例の一部を改正する条例について
日程第 9	第 95号議案	宍粟市音水湖カヌー競技場条例の一部を改正する条例について
日程第 10	第 96号議案	宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
日程第 11	第 98号議案	宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第 12	第 99号議案	宍粟市 i のまち通信施設条例を廃止する条例について
日程第 13	第 100号議案	宍粟市小作料協議会条例を廃止する条例について
日程第 14	第 101号議案	住民情報系システム更新業務委託契約の締結について
日程第 15	第 102号議案	宍粟市林業再生事業 林業再生施設用地造成工事請負契約の変更について
日程第 16	第 105号議案	平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）
	第 106号議案	平成21年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算

(第2号)

- 第107号議案 平成21年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)
- 第108号議案 平成21年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算(第2号)
- 第109号議案 平成21年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 第110号議案 平成21年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第111号議案 平成21年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第112号議案 平成21年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第113号議案 平成21年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 第114号議案 平成21年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第115号議案 平成21年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第4号)
- 第116号議案 平成21年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第3号)

応招議員(20名)

出席議員(20名)

1番	岸本義明	議員	2番	寄川靖宏	議員
3番	高山政信	議員	4番	秋田裕三	議員
5番	西本諭	議員	6番	岡崎久和	議員
7番	東豊俊	議員	8番	福嶋齐	議員
9番	大倉澄子	議員	10番	實友勉	議員
11番	大上正司	議員	12番	木藤幹雄	議員
13番	山下由美	議員	14番	岡前治生	議員
15番	山根昇	議員	16番	藤原正憲	議員
17番	伊藤一郎	議員	18番	岩蔭昭美	議員
19番	小林健志	議員	20番	岡田初雄	議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	畑 中 正 之 君	書	記 西 山 大 作 君
書	記 志 水 友 則 君	書	記 中 坪 温 子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 一 郎 君	波賀市民局長	山 本 久 男 君
千種市民局長	山 本 繁 君	企 画 部 次 長	岡 崎 悦 也 君
総 務 部 長	清 水 弘 和 君	生 活 環 境 部 長	大 谷 司 郎 君
健康福祉部長	秋 武 賢 是 君	産 業 部 長	平 野 安 雄 君
農業委員会事務局長	上 田 学 君	土 木 部 長	在 賀 孝 介 君
水 道 部 長	中 尾 徹 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長	福 元 晶 三 君
総合病院事務部長	大久保 正 孝 君	消 防 本 部 消 防 長	森 蔭 忠 男 君

(午前9時30分 開議)

○議長(岡田初雄君) おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第83号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第1、第83号議案、宍粟市まちづくり協議会条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、3月1日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長(大上正司君) 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会の委員会報告をさせていただきたいと思っております。

3月1日に上程がございまして、審査付託のありました第83号議案、宍粟市まちづくり協議会条例の制定について、3月2日に第17回総務文教常任委員会を招集いたしまして、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定によりまして、報告いたします。

関係職員に出席をしていただきまして、説明を求め、慎重に審査を行いました結果、第83号議案につきましては、地域協議会が発展的に解消されることに伴い、新しく地域の個性を生かし、自立的なまちづくりの実現に向けまして取り組みを進めようとするものでありまして、全会一致で原案を可決すべきものに決しましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

18番、岩露昭美議員。

○18番(岩露昭美君) 全会一致で承認ということで、私自身もこの条例そのものが制定されるということはいいことだと思うんですが、質疑でも一部懸念を申し上げましたが、旧4町の地域にそれぞれ特色ある活性化を図ることが、一番の目的であり、主眼だというように書かれてございます。そうになりましたときに、旧

山崎町に関しましては、本町のまちづくり担当課において行う。ほかの3町については、市民局あるいは市民局長が中核になってのこの協議会の運営ということになるかと思うんですが、そういったところで、旧町の市民局長の権限ということに絡むわけですが、この3町の市民局長が本庁のまちづくり振興課の指揮とか、その下部において動くというようなことになると、やはり、本当の意味での地域の特性を活かすという独自政策がまたぞろぼやけてしまうということになりかねないという心配をしておりますが、ここらの兼ね合いについて、これ組織に係る問題なんですが、市民局長の権限あるいは責任というものに係る非常に大きな問題なんですが、こういった点についての審査というようなものはどのように行われたか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） ただいまのご質問の答弁になるかどうか、ちょっと疑問なんですけども、委員会といたしまして出ました意見としまして、まず山崎市民局管内が非常に範囲が広いということで、それから市民局がないということにつきまして意見がございまして、山崎市民局に担当者を置くかというような質問がございまして、必ず専門の担当者を置くと、それから、範囲が広いのでというような話が出まして、支部組織をつくったらどうかというような意見もございました。こういった意見を参考に十分検討させていただきますという回答もいただいております。

それから、選任について、顔ぶれがいつも同じような人になると、固定しないような配慮があるんじゃないかというふうな意見も出まして、そういったことに対しての配慮もというような意見が出ております。

特に、今ご質問のあったようなことにつきまして、質疑はしておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 8 3 号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第 8 3 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 第 8 4 号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第 2、第 8 4 号議案、宍粟市消防長の任命資格に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、3月1日の本会議で民生生活常任委員会に審査を付託していたものがあります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、3番、高山政信議員。

○民生生活常任委員長（高山政信君） おはようございます。連日の審査、大変ご苦労さんでございます。

それでは、第 8 4 号議案審査報告をいたします。

平成 2 2 年 3 月 1 日に審査付託のありました、第 8 4 号議案、宍粟市消防長の任命資格に関する条例の制定について、平成 2 2 年 3 月 2 日に、第 1 8 回民生生活常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第 1 0 4 条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第 8 4 号議案、宍粟市消防長の任命資格に関する条例の制定については、総務奨励改正により条例で消防長の任命資格を規定することができるようになったため、当該任命資格を定める条例の制定であります。適切と判断し、全会一致で可決に決しましたので報告をいたします。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第84号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第84号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第85号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第3、第85号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、3月1日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） 報告いたします。

平成22年3月1日に上程があり、審査付託のありました第85号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例について、3月2日に第17回総務文教常任委員会を招集いたしまして、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました結果、第85号議案については災害復旧や新たなまちづくり、さらに環境政策や情報化に向けた取り組みを強化するための組織改正であり、全会一致で原案を可決すべきものに決しましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） この組織条例の改正案そのものの中に、市民局に関する、あるいは市民局長に関する件が一切含まれてないわけでございます。これは、改正前、改正後の比較においてもないんですが、こういう点についての議論、あるいは審査というものが行われたかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） ただいまのご質問に関します質疑はしておりません。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第85号議案については、委員長報告のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第85号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第86号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第4、第86号議案、宍粟市移動通信用施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、3月1日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたもの
あります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） 報告いたします。

平成22年3月1日に上程があり、審査付託のありました第86号議案、宍粟市
移動通信用施設条例の一部を改正する条例について、3月2日に第17回総務文教
常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報
告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました結果、第86号議案については、
携帯電話の不通話地域の解消に向けた取り組みでございまして、全会一致で原案を
可決すべきものに決しましたのでご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第86号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第86号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 第 8 7 号議案～第 8 9 号議案

- 議長（岡田初雄君） 日程第 5、第 8 7 号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、第 8 9 号議案、宍粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 3 議案を一括議題といたします。

本議案は、3 月 1 日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、1 1 番、大上正司議員。

- 総務文教常任委員長（大上正司君） 報告いたします。

平成 2 2 年 3 月 1 日に上程がありまして、審査付託のありました第 8 7 号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、及び、第 8 8 号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、並びに第 8 9 号議案、宍粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、3 月 2 日に第 1 7 回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第 1 0 4 条の規定により報告いたします。

それぞれ関係職員に出席を求め、説明を求めて、慎重に審査を行いました結果、第 8 7 号議案、第 8 8 号議案、第 8 9 号議案の 3 議案については、平成 1 7 年度に改正され 4 年が経過していることや、現在の社会情勢の変化などを考慮した結果の見直しで、いずれも全会一致で原案を可決すべきものに決しましたのでご報告申し上げます。

以上でございます。

- 議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 8 番、岩蔭昭美議員。

- 1 8 番（岩蔭昭美君） この 8 7、8 8、8 9 の 3 議案について、審査会に出された資料について十分でなかったのではないかとということをごただしましたけれども、委員会においては、補強された資料等が提出されたかと、あるいは説明がされたかと、審査会に出された以上の資料ですね、それが補強されましたかということが 1 点と。

それから、私は非常にこの類似団体 87、宍粟市が属します累計の中でのそれぞれ報酬改定の対象になっている議員あるいは首長、副市長、教育長、こういった職種についての、いわゆる 87 団体中のランクというんですか、順位というものを非常に気にしているわけなんです、そうしたことについての審査は及んだかどうかと、この 2 点についてお尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

総務文教常任委員長、11 番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） ただいまのご質問でございますけども、本会議で資料等の説明があって、それ以上の資料提供があったかどうかというようなご質問じゃなかったかなと思うんですけども、本会議で要求がありました審査会の議事録というんですか、会議録というようなものにつきましては提出がございました。本会議で出ておりました類似団体の関係で、全国的な類似団体と比較したらいいんじゃないかというようなことにつきましての資料については、類似団体の比較につきましては、より身近なところの団体と比較することが適正ではないかということで、全国的な類似団体との比較ということについてはいかがなものかというような答弁がございまして、提出はございませんでした。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） よろしいか。

暫時休憩します。

午前 9 時 50 分休憩

午前 9 時 51 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

総務文教常任委員長、11 番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） ちょっと質問の趣旨が私自身理解できてなかったもので、失礼いたしましたけども、要は、市長、議員それぞれほかの県下のところと比べて、ランクづけがどれくらいのところにおるんかとか、財政上非常に厳しいのにかどうかというような趣旨のご質問でございましたが、具体的に何位ぐらいだとかいうふうなことは、私自身、委員会で説明があったかどうかという記憶はしておりませんが、感じといたしまして、あまり高いランクにはいないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 議案の第87号の審査状況について質疑を行います。

議員報酬の引き下げでございます。昨今の状況を見てやむを得ないものと判断を、私自身はしております。しかし、議員報酬と議員の政務調査費等はもう別扱いという形で、本会議でも答弁がなされたように記憶をいたしております。そうした点で、政務調査活動費について、今後検討すべきじゃないかなというように思います。その点でそういう審議等がなされたのかどうか、お尋ねをいたします。

なお、この議員の政務調査活動費については、政務調査、名称も調査活動費とかPR活動費など名称も変更して、また全額情報公開をする、また余ったものについては返却するなどの市民にも納得得られる予算計上を検討すべきじゃないかなというように私は考えております。その点で、この議員報酬の引き下げの際、そうしたことが検討されたのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） 政務調査費に関しましてですけれども、いろいろと委員会でも意見が出ました。この報酬の見直しに関する改正にあわせてすぐ政務調査費の計上をすべきじゃないかというふうな意見があったり、中には住民基本条例や、あるいはまた議会基本条例を今後制定に向けて取り組まれておるんで、そういったものにあわせて政務調査費を要求していったらどうかというふうな、いろんな意見が出ました中で、最終的に委員会といたしましては、総務委員長という、委員会の報告というような形で、議長にこういった意見があった旨を報告し、そして議会運営委員会、あるいはまた協議会等で今後検討していただくというふうなことをせよという結論に達しまして、先般、議長にご報告申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第 87 号議案について採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 87 号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第 87 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 88 号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 88 号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第 88 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 89 号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 89 号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第 89 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 第 90 号議案～第 91 号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第 6、第 90 号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、第 91 号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を

改正する条例についてまでの２議案を一括議題といたします。

本２議案は、３月１日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、１１番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君）　ご報告申し上げます。

平成２２年３月１日に上程がありまして、審査付託のありました第９０号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、並びに第９１号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、３月２日に第１７回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第１０４条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました結果、第９０号議案、第９１号議案の２議案については、まず９０号議案につきましては、労働基準法の改正に伴い６０時間以上時間外勤務をした職員に対し、手当とともに代休を与えることができるという趣旨の改正でございます。

また、９１号議案につきましては、医師職など病院職員の厳しい勤務に対する特殊勤務手当を支給するという改正でございまして、全会一致で原案を可決すべきものに決しましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君）　総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第90号議案について採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第90号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第90号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第91号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第91号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第91号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第92号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第7、第92号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、3月1日の本会議で民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、3番、高山政信議員。

○民生生活常任委員長(高山政信君) それでは、第92号議案の審査報告をいたします。

平成22年3月1日に審査付託のありました第92号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、平成22年3月2日に第18回民生生活常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第92号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、地方税法の改正による医療費などの算定

に係る引用条文の改正であり、5条の4の2第5項を加えることにより、住宅借入金特別税額控除が現行のまま据え置かれるものであります。

適切と判断し、全会一致で可決に決しましたので報告をいたします。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第92号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第92号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第93号議案～第94号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第8、第93号議案、宍粟市起業家支援条例の一部を改正する条例についてから、第94号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、3月1日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） 審査報告を行います。

3月1日の本会議で審査付託のありました第93号議案、宍粟市起業家支援条例の一部を改正する条例及び第94号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部を改正する条例について、3月2日に第18回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係します産業部の職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査をいたしました。第93号議案、宍粟市起業家支援条例の一部を改正する条例については、地域経済の活性化と雇用の場の拡大及び若者定住を図るため、対象を明確にして広く活用していただくよう改正をするものでございます。審査の結果、この制度が十分生かされるよう、商工会等と連携してPRに努めていただきますことを申し添え、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、第94号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部を改正する条例については、助成対象を情報通信業、運輸業を加え、助成期間もそれぞれ3年から5年間にするなど、現制度を拡大する改正でございます。審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） お尋ねします。この議場において質疑をした件でございますけれども、いわゆるこの起業家支援条例の中にフランチャイズを除くという点がございまして、それについての当局の答弁もあったわけですが、それに絡み、より深い審査が行われたかという点が1点。

それから、もう1点は、第7条に掲げられております雇用対策補助で雇用主に対して雇用する経費の一部を助成するという規定がございまして、この中につきましても質疑した点でございますけれども、いわゆる労災事故に関する助成措置等についての議論があったかどうか、その2点についてお尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） 先ほど2点の質問がございましたけれども、本会議で答弁がなされておりますので、委員会ではそうした意見等は出されなかったように記憶をいたしております。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） この第93号議案についてお尋ねするところですが、企業支援につきまして、起業家を起こすという観点から育ちやすくするという意味で税の緩和とか、そういった意見は出ませんでしたでしょうか、お尋ねします。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） 税の緩和というより企業を起こされる方に対する支援でいろいろな助成措置等が講じられております。また、企業を起こされた場合につきましては、モデル的なケースを資料で出されておりますので、必要があれば質疑の議員にお渡ししたいと思います。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第93号議案について採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第93号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第93号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第94号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第94号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第94号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第95号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第9、第95号議案、宍粟市音水湖カヌー競技場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、3月1日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長(大上正司君) 報告いたします。

平成22年3月1日に上程があり、審査付託のありました第95号議案、宍粟市音水湖カヌー競技場条例の一部を改正する条例について、3月2日に第17回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定によりましてご報告申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました結果、第95号議案につきましては、施設整備を進めてきたクラブハウスの完成に伴いまして、その供用開始に向けた取り組みの改正でございまして、全会一致で原案を可決すべきものに決しましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大倉澄子議員。

○9番(大倉澄子君) 営業期間というところでお尋ねするんですけども、これは年中無休となっておりますでしょうか。それから、湖面水位に関係なく利用できるものなのでしょうか、意見出されませんでしたか、お尋ねいたします。

○議長(岡田初雄君) 答弁を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） 委員会ではただいまのご質問のような質疑をしておりません。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第95号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第95号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第96号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第10、第96号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、3月1日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） ご報告申し上げます。

3月1日に上程があり、審査付託のありました第96号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、3月2日に第17回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定によりご報告申し上げます。

ます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました結果、第96号議案については、整備を進めてきました新しい施設が完成したことにより、その供用開始に向けた改正で、全会一致で原案を可決すべきものに決しましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第96号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第96号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第98号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第11、第98号議案、宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、3月1日の本会議で民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、3番、高山政信議員。

○民生生活常任委員長（高山政信君） それでは、第98号議案の審査報告をいたし

ます。

平成22年3月1日に審査付託のありました第98号議案、宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例について、平成22年3月2日に、第18回民生生活常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第98号議案、宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例につきましても、カラオケボックスなどの避難対策のため、個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖装置の義務化を制定するものであります。なお、市内に該当する店舗が2カ所ありますが、立入検査の結果、避難通路が確保されているとの報告を受けており、適切と判断し、全会一致で可決に決しましたので、報告をいたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第98号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第98号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第99号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第12、第99号議案、宍粟市iのまち通信施設条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本議案は、3月1日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものがあります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） ご報告申し上げます。

平成22年3月1日に上程がありまして、審査付託を受けておりました第99号議案、宍粟市iのまち通信施設条例を廃止する条例について、3月2日に第17回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました結果、第99号議案については、「しーたん通信」の一部供用開始に伴いまして、旧一宮町のオフトーク通信を廃止する改正でございまして、全会一致で原案を可決すべきものに決しましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第99号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第99号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第100号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第13、第100号議案、宍粟市小作料協議会条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本議案は、3月1日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものがあります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長(山根 昇君) 3月1日の本会議で審査付託のありました第100号議案、宍粟市小作料協議会条例を廃止する条例について、3月2日に第18回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係する農業委員会事務局の職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査をいたしました。改正農地法の施行によって従来の標準小作料制度を廃止されましたことで、本条例の根拠がなく廃止することとございます。今後は農地法第52条で賃借料の情報を提供することになります。審査の結果、第100号議案、宍粟市小作料協議会条例を廃止する条例につきましては、全会一致で可決すべきものと決しましたので報告申し上げます。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長(岡田初雄君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第100号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第100号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 第101号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第14、第101号議案、住民情報系システム機器更新業務委託契約の締結についてを議題といたします。

本議案は、3月1日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものがあります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長(大上正司君) ご報告申し上げます。

3月1日に上程があり、審査付託のありました第101号議案、住民情報系システム機器更新業務委託契約の締結について、3月2日に第17回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定によりご報告申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました結果、第101号議案については、窓口業務の住民情報系システムを5年契約で現在契約しておりますが、8月に契約が切れることから、保守期間中に更新をしたいとしますのでございまして、全会一致で原案を可決すべきものに決しましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第101号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第101号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 第102号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第15、第102号議案、宍粟市林業再生事業 林業再生施設用地造成工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本議案は、3月1日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものがあります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長(山根 昇君) 3月1日の本会議で審査付託のありました第102号議案、宍粟市林業再生事業 林業再生施設用地造成工事請負契約の変更については、3月2日に第18回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係する産業部の職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。主な変更理由としましては、当初の事前ボーリング調査箇所不足により切土作業において推定岩盤線より高い位置から硬質な岩盤が現出し取壊し業が増大したこと。また、切土土砂内から多数の転石が現出し、転石破壊の追加をしなければならなかったこととございます。審査の結果、第102号議案、宍粟市林業再生事業 林業再生施設用地造成工事請負契約の変更については、やむを得ないものと判断し、全会一致で可決しましたので報告申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(岡田初雄君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、岩露昭美議員。

- 18番（岩露昭美君） 当契約に絡みましては、市長の報告によりますと、岩石あるいは岩盤の破砕量、転石等が思わぬものが出たところというようなことで、事前調査が不足しておったのが主因だったような説明を受けました。今、委員長の方からも審査の結果、万やむを得ないこととして契約を承認したと、こういうことでございますが、委員長にお尋ねしますが、この調査不足というようなことは特に造成工事にはままたることでございます。しかし、民間の一般的な常識というんですか、慣行におきましては、この事前の調査不足、地質が大きく変わった、あるいは予想しない転石が出た、岩盤が非常に強固だったというようなことは、これは事前調査の中でままた出てくることでございます。

問題は、そうしたときに、その調査不足に基づく工事費の増額、それは発注者、あるいは受注者、いずれがどういう形で持つていくかということ、非常に造成過程では難しいことでございます。そういうことに関しまして、主契約におきまして、条件設定を告げておくということは非常に大事なことでございますが、この主契約の中において、そういった事例が生じた場合、金額にもよりますので、いろいろと定め方は変わる場合もございますけれども、そういった点についての審査がありましたかどうか。

それから、もう1点は、2回目の増額の契約でございます。当局においては、これらの問題について、委員の皆さん方に具体的な説明において、十分納得できる資料提供あるいは説明があったかどうか。この点についてお尋ねをいたします。

- 議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

- 産業建設常任委員長（山根 昇君） 委員会の審査報告を申し上げます。

契約書等につきましては、提出を求めて精査をいたしておりません。ただ、調査費の関係は補助対象外であったため、ボーリングした箇所は図面等も詳細な資料を提出していただきまして慎重に審議をいたしました。あまりにもボーリング箇所が少なかったのではないかなということ、委員会としても認めた状況でございます。

それからまた、契約に基づいて燃料費などの単品減額スライドによる減額補正などもされておりましたことをつけ加えておきたいと思っております。

ボーリング箇所等については図面が添付されておりますので、必要ならばお渡し

したいと思います。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第102号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第102号議案は委員長報告のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時40分まで休憩といたします。

午前10時30分休憩

午前10時40分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第16 第105号議案～第116号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第16、第105号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）から、第116号議案、平成21年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）までの12議案を一括議題といたします。

当該12議案は、3月1日の本会議でそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） ご報告申し上げます。

3月1日に上程があり、審査付託のありました第105号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）について、3月2日に第17回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました結果、第105号議案の関係部分につきましては、台風9号災害の復旧・復興費の確定、それから事務事業の確定による精査、また国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業などによる補正が主なものとなっております、全会一致で原案を可決すべきものに決しましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員長、3番、高山政信議員。

○民生生活常任委員長（高山政信君） それでは、第105号、106号、107号、108号、109号、110号、115号の議案審査報告をいたします。

平成22年3月1日に審査付託のありました第105号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の関係部分から、第110号議案、平成21年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）までの6議案並びに第110号議案、平成21年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第4号）について、平成22年3月2日に第18回民生生活常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第105号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の関係部分から、第110号議案、平成21年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）までの6議案並びに第110号議案、平成21年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出それぞれ事業確定により精査したもので、減額補正が主なものでありますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として、宍粟自立の家の大規模改修に係る補助金、つちのこホールの屋根の葺き替え工事、医師住宅の整備、千種診療所救急用通用口などの改修工事、消防本部庁舎改修工事の増であり、いずれも適切と判断し、全会一致で可決に決しましたので、報告をいたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） 3月1日の本会議で審査付託のありました第105号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）から、第116号議案、平成21年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）までの当委員会の所管に関係する部分について、3月2日に第18回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係する職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査をいたしました。今回の補正は人件費の精査、事業費の確定に伴う精査、また台風9号災害査定確定等に基づく事業費の精査、さらに国の第2次補正予算を受けた地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業による補正でございます。

審査の結果、第105号議案の関係部分、第111号議案、第112号議案、第113号議案、第114号議案、第116号議案につきましては、今回のきめ細かな臨時交付金事業については速やかな事業実施を求め、また千種簡易水道事業については、さらに接続率の向上に努めていただくことで全会一致で可決すべきものと決しましたので、報告を申し上げます。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑、討論、採決は一部分割して行います。

まず、第105号議案について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

第105号議案について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第105号議案について採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第105号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第105号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第106号議案から第110号までの5議案について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

第106号議案から第110号までの5議案について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第106号議案から第110号までの5議案を採決いたします。

採決は分離して行います。

まず、第106号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第106号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第106号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第107号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第107号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第107号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第108号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第108号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第108号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第109号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第109号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第109号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第110号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第110号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第110号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第111号議案から第116号議案までの6議案について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

第111号議案から第116号議案までの6議案について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第111号議案から第116号議案までの6議案を採決いたします。

採決は分離して行います。

まず、第111号議案について採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第111号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第111号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第112号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第112号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第112号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第113号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第113号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第113号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第114号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第114号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第114号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第115号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第115号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第115号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第116号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第116号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第116号議案は委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は3月5日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午前10時54分 散会)